

## 【様式1】

## 平成22年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:経済産業研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定期限	備考
該当なし											

## 〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定期限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定期限(例: 平成21年度)を記載すること。

【様式2】

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:経済産業研究所 )

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
企業活動の国際化と国際競争力に関する調査研究に係る共同研究契約	独立行政法人 経済産業研究所 理事長 及川耕造 東京都千代田区霞が関1-3-1	平成21年7月1日	国立大学法人京都大学 京都府京都市左京区吉田本町	研究内容から判断して特定機関と共同で行うこととしているため。なお、京都大学との間では学術協力及び交流に関する協定を締結している。会計規程第47条第3項第1号に該当するため	9,990,782	9,990,782	100%	—	研究内容から判断して特定機関と共同で行うこととしているため	19	共同研究
賃室賃貸契約	独立行政法人 経済産業研究所 理事長 及川耕造 東京都千代田区霞が関1-3-1	平成21年9月1日	大同生命保険株式会社 東京都港区海岸1-2-3	前年度に引き続き賃借するものであり、競争に適さないことから、会計規程第47条第3項第1号に該当するため	— (前年度以前からの継続的契約のため)	80,988,402	—	—	供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
清掃請負契約	独立行政法人 経済産業研究所 理事長 及川耕造 東京都千代田区霞が関1-3-1	平成21年9月1日	日本ビルサービス株式会社 東京都丸の内3-3-1	賃室賃貸借契約ビル館内細則に基づき、賃主の指定する業者と清掃契約を締結する必要があるため、競争を許さないことから、会計規程第47条第3項第1号に該当するため	— (前年度以前からの継続的契約のため)	1,587,600	—	—	既存の事務所賃貸借契約と不可分な関係にあることからやむを得ないと判断したため	19	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

隨 意 契 約 事 由	類型区分
『競争性のない随意契約によらざるを得ない場合』	
<b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
口 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
<b>二 その他</b>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12